

奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 ASJ 財団（以下「本財団」という）の定款第4条第1項第1号に規定する奨学事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の応募条件)

第2条 日本国籍を有する、日本国内の4年制大学・大学院に在籍する大学2年生から4年生までの大学生及び大学院生であって、詳細は募集要項において定める。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は次の通りとする。

- (1) 大学奨学生 月額 30,000 円
- (2) 大学院奨学生 月額 30,000 円
- 2 奨学金の返還は要さないものとする。
- 3 奨学金の給付を受けた場合でも、入社等の付帯義務は負わないものとする。

(奨学金の給付期間)

第4条 奨学金を給付する期間は、原則として在学大学・在学大学院の正規の修学期間を終了する日の属する月までの期間内とする。

- 2 大学奨学生が大学院へ進学しても、大学院奨学生として自動的に奨学金の継続給付は行わない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(応募方法)

第5条 奨学金の給付を希望する者は、次の各号に掲げる書類を本財団の Web サイトから本財団に提出する。

- (1) 奨学生願書（Web サイト内項目に直接入力方式）
- (2) 本人写真（以下形式の JPEG ファイル）
 - ・ファイルサイズ：20KB～7MB
 - ・ピクセルサイズ：幅 480～6000 ピクセル、高さ 480～6000 ピクセル
- (3) 成績証明書または GPA 証明書（GPA が記載されているもの）
- (4) 在籍証明書または在学証明書（和文で記載されているもの）

(5)小論文(1500字以内・論文テーマは別途当財団のWebサイトにて告知する)

(6)奨学金支給の応募理由書(400字以内)

(応募締切日)

第6条 募集要項に定める。

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は、本財団の選考委員会による諮問を経て理事会で決定し、その結果を採用者本人及び在籍大学宛に通知する。

- 2 選考委員会は募集の継続性のため、毎年度の卒業人数を考慮した奨学生の選考を行う。
- 3 奨学生から辞退者や退学者等(以下、辞退者等という。)が発生した場合には、原則として前項の結果を踏まえた繰り上げ合格者の選定を行い、該当者本人に通知する。

(奨学金の給付)

第8条 奨学金の給付は、本財団が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、3ヶ月分ごとに振込の方法により行う。なお、振込手数料は本財団の負担とする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年大学から発行される成績証明書、生活状況報告書及び使途報告書を本財団に提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。

- (1)休学・転学・留年・退学したとき
- (2)停学・その他の処分を受けたとき
- (3)氏名・住所・その他重要な事項に変更があったとき
- (4)海外留学するとき

(奨学金の停止)

第11条 奨学生が休学、海外留学又は長期にわたって欠席したときは奨学金の給付を停止する。

- 2 奨学生の学業又は素行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで在学大学学

長等を経て、本財団に願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

- 2 海外留学した者が復学した場合には、奨学金の給付を復活し、復学した日から正規の就学期間終了までの期間にわたり、奨学金を給付する。

(奨学金の廃止)

第 13 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の給付を打ち切る。

- (1) 転学又は退学したとき
- (2) 学業などの状況により指導上必要があると認めたとき
- (3) 傷害疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績の不良、素行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) 本財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき
- (9) 事務局が指定した期日までに書類の提出が行われないとき

(奨学金の返還)

第 14 条 本財団は、第 11 条又は第 13 条に該当する場合において、当該奨学生に故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、当該奨学生に給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

第 3 章 雑 則

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 4 年 1 月 28 日から施行する。(令和 4 年 3 月 3 日 理事会決議)

この規程は、令和 4 年 10 月 7 日から施行する。(令和 4 年 10 月 7 日 理事会決議)

この規程は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。(令和 5 年 2 月 15 日 理事会決議)

この規程は、令和 5 年 4 月 11 日から施行する。(令和 5 年 4 月 11 日 理事会決議)

令和 5 年 8 月 1 日改定。(令和 5 年 8 月 1 日 公益認定)

この規程は、令和 5 年 10 月 5 日から施行する。(令和 5 年 10 月 5 日 理事会決議)